

◇番号	201604
◇研究機関名	森林総合研究所
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が平成 26 年 3 月に公表した不適正な経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）を受け、同年 4 月、森林総研においても不適正な経理処理に関する予備調査を開始。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査の結果、不適正な経理処理が行われたとの疑いが生じたことから、調査委員会を設けて調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（内部委員 2 名、外部委員 3 名（弁護士 2 名、公認会計士 1 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 26 年 8 月～平成 27 年 12 月 ・ 調査対象 平成 21 年度から 25 年度までの全ての研究用消耗品並びに成分分析・解析及び理化学機器の修理・保守等に係る役務の契約 ・ 調査方法 不適正な経理処理を行ったとの疑義が判明した取引業者に対するヒアリングを行うとともに、当該取引業者に対して、関係する全ての書類の提出を依頼し、提出された書類を森林総研の関係書類と突合し、不適正な経理処理の有無を確認した。
◇調査結果	<p>【不正の種別】 預け金、一括払</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 研究職員が預け金ないしは一括払を始めた動機としては、年度末に残っている研究予算残額を有効に使い切る、年度を超えて研究を継続する、途中で実験手法を変更する場合に急に必要となる研究物品を納入できるようにする、新年度当初に研究上必要となる消耗品を入手可能にするためなど、研究資金確保の必要性が主な動機となっていた。 また、研究予算を使い切らなければならない、研究予算残額を 0 にしなければならない、研究予算を委託元等に返納すると次年度の予算が削られる、などの意識を持っていた研究職員が多く、こうしたことも、預け金及び一括払の動機となった。 ・ 手法 研究職員が、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより森林総研に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた。（預け金） 研究職員が、契約依頼票の提出等の正規の会計手続きを行わないまま、随時、販売代理店に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる研究用

物品の契約依頼票を提出した上、業者から同物品の納品書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたとして森林総研に代金を一括して支払わせるなどしていた。(一括払)

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

金額：682,500円（21年5月）

用途：次世代シーケンス解析

金額：1,754,392円（21年10月～25年7月）

用途：薬品類（X-Gal等）

- ・私的流用の有無

私的流用の事実は認められなかった。

資金の種類	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金	2,436,892円	6人
計	2,436,892円	6人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

研究者への聞き取り及び森林総研が保有する関係書類と納入業者が保管している台帳を突合した結果、平成21年5月に研究者が契約依頼をした次世代シーケンス解析（役務）等は、業者から既に必要な物品が納入された後で行った架空のものであることなどが確認されたことから、研究用物品の購入において預け金及び一括払の事実があったものと判断した。

また、預け金及び一括払においては、研究者の故意又は重大な過失が認められることから、不正使用に該当すると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

研究物品を取り扱う業者の営業担当者と研究者は、研究室で接触し、打ち合わせ等を行う機会が多かった。そうした中で、研究を円滑に進めようとする研究者と、営業活動を展開しようとする業者の営業担当者との間で、お互いに便宜を図ろうとするなれ合い的な関係が醸成され、こうした関係が、預け金、一括払の不適正な経理処理の発生に結びついたものと考えられる。

預け金、一括払を行っていた研究職員の多くは、これらが会計規程に違反していると認識はあった。しかしながら、年度を超えて継続的に研究を行いたい、あるいは、研究の進捗状況によって必要な物品を適時購入したい、という研究至上主義の思考方法に基づき、研究上の必要性こそが優位であるとする姿勢が会計規程の軽視に繋がり、預け金等を行う背景となった。

預け金等については、先輩研究職員や同僚研究職員から便利な経費処理であるなどの助言等を受けたことが動機となった研究職員が複数所在し、研究職員と経理担当職員との日頃の意思疎通が不十分であったこともこうした不適正な経費処理が長年にわたり継続した要因の一つと考えられる。

【再発防止策】

- ① 取引業者と研究職員の直接的な取引を禁止することについて、全研究職員から誓約書の提出を求めるとともに、研究職員が取引業者から情報収集する

	<p>場合は、決められたオープンスペースを利用する。</p> <p>② 研究物品の納入先を原則として検収ルームとすること、専門的な知識又は技能が必要な物品の検収の場合は、専門的な知識を有する研究職員を臨時検査員に発令するなど検収体制を強化する。</p> <p>③ 全ての研究職員に対し、研究課題ごとに年間の物品購入等計画書を提出させるとともに、物品等を購入する際に提出する要求票に物品を購入する理由を記載した物品購入等理由書を添付させ、事前審査する。</p> <p>④ 新たな組織として、コンプライアンス推進室及び契約適正化推進室（現：調達適正課）を設置し、適正な物品購入手続きを徹底するとともに、監査室による内部監査において、購入した物品の使用状況について監査する。</p> <p>⑤ 研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス等に関する研修会を行い、研修効果を測定するための考査を実施し、必要に応じて再考査を実施し、適正な経理処理について周知徹底する。</p> <p>⑥ 契約適正化推進室（現：調達適正課）が、研究職員の相談窓口となり、研究職員が物品等の購入に当たって判断に迷うときがあった場合に、研究職員に対し、適切な助言・指示を行う。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 <ul style="list-style-type: none"> 職員就業規則に基づき、研究者に対して停職1日（2名）、減給（2名）、訓告（2名）の懲戒処分とした。 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、納入業者に対し、4.5か月の指名停止措置を行った。 ・本件の公表状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月22日（火） 当所ホームページに調査結果を公表 平成28年3月18日（金） 当所ホームページに研究者の処分を公表 平成28年6月1日（水） 当所ホームページに納入業者の処分を公表